

## 群馬県高層建築物等防火対策指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、群馬県における高層建築物等の防火対策、消防活動のいっそうの充実を期すため、防火対象物の取扱い並びに消防施設及び消防用設備等の設置又は取扱いに関する指導方針、指導基準等を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱の用語は、消防法（昭和23年7月24日法律第186号。以下「法」という。）に定めるもののほか、次の例による。

- 1 高層建築物とは、高さ31メートルを超える建築物並びに消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号。以下「令」という。）別表第1に掲げる建築物で地階を除く階数が11以上のもの、地階を除く階数が7以上10までのもの及び4以上6までのものをいう。
- 2 共同住宅とは、令別表第1（5）項ロに掲げる共同住宅のうち、居住を目的として用いられる定住型の集合住宅をいい、保養を目的とした非定住型の集合住宅を含まないものとする。
- 3 重点防火対象物とは、高さ31メートルを超える建築物及び令別表第1に掲げる建築物で地階を除く階数が11以上のもの並びにその他の防火対象物で、各消防本部において防火対策上・警防対策上特に重点とするものをいう。

### (重点防火対象物の設定及び警防計画の見直し又は策定)

第3条 消防本部においては、管内の防火対象物について特に重点とすべき防火対象物を定め、当該重点防火対象物に対する警防計画を見直しし、又は策定し、関係職員等に周知を図り、予防対策・警防対策の充実を期するものとする。

- 2 消防本部においては、重点防火対象物の関係者等との連携を図り、予防対策・警防対策等の実効性を確保するものとする。

### (防災対象製品の使用)

第4条 防災対象物品（どん帳、カーテン、展示用合板その他これらに類する物品で政令で定めるもの）は、高層建築物及び令第4条の3第1項に定める防火対象物のほか、令別表第1に掲げるその他の建築物で、共同住宅を除き、地階を除く

階数が7以上10までのもの及び11以上のものにおいて使用するものとする。

### (消防施設等の設置又は取扱い)

第5条 消防施設等は、次のとおり設置し、又は取り扱うものとする。

- (1) 消防用水は、高層建築物等のうち、延べ面積15000平方メートル以上のものについて設置するものとし、その設置及び維持に関する技術上の基準は、消防水利の基準を定める告示（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）第3条第1項及び第6条に定めるものとする。
- (2) 高層建築物等には、当該建築物の外壁に面する道路、通路及び空地等に、その外壁面の長さおおむね40メートル以内ごとに1箇所以上、はしご架梯箇所を設けるものとし、その設置位置は、非常用の進入口、非常用の進入口に代わる開口部、又は共同住宅の開放廊下等のいずれかにはしご車が容易に接することができる位置とする。
- (3) 高層建築物等の階段室、附室等に屋内消火栓設備又は連結送水管の放水口が設けられている場合は、別に定める技術上の基準により、壁面等に消防用ホース通過孔を設けるものとする。
- (4) 高層建築物等のうち、令別表第1（4）項に掲げる百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場にあつては、防火戸又は防火シャッターの開閉位置を黄線で表示するものとする。

### (消防用設備等の設置又は取扱い)

第6条 消防用設備等は、次のとおり設置し、又は取り扱うものとする。

- (1) 高層建築物等のうち、令別表第1（5）項イに掲げる旅館・ホテル等、（6）項イに掲げる病院又は（6）項ロに掲げる社会福祉施設等の就寝施設について屋内消火栓設備を設置する場合は、令第11条第3項第2号に掲げる屋内消火栓設備とする。
- (2) 高層建築物等のうち、令別表第1（5）項イに掲げる旅館・ホテル等及び（6）項ロに掲げる社会福祉施設については、「消防機関へ通報する非常通報装置の取扱いについて」通知（昭和62年7月14日消防予第118号）に示す非常通報装置（一の押しボタン操作で通報可能な電話機など消防機関に対し迅速的確な通報ができる装置）を設置するものとする。
- (3) 非常コンセント設備は、令第29条の2第1項に定めるもののほか、令別表第1に掲げる建築物で地階を除く階数が7以上10まで、かつ、延べ面積6,000平方メートル以上のものに設置するものとし、その設置及び維持に関する

技術上の基準は、令第29条の2第2項の規程に準じるものとする。

(4) 避難口誘導灯は、床面からの高さが2.5メートル以下の箇所に設けるものとする。

### **(非常用の昇降機等)**

第7条 高層建築物等のうち、高さ31メートルを超える建築物（建築基準法施行令第129条の13の2第1号及び第4号に定める建築物を除く。）及び地階を除く階数が11以上のものに設置する昇降機は、その1以上について救急用担架（長さ1,940ミリメートル、幅550ミリメートル、高さ800ミリメートル）が収容可能なものとする。

2 前項の昇降機の構造は、建築基準法施行令に定める非常用の昇降機の基準によるものとする。

### **(中央管理室の設置)**

第8条 高さ31メートルを超える建築物に設ける中央管理室は、当該建築物の主要な出入口付近に設けること。

### **(ヘリコプターの緊急離着陸場等)**

第9条 高さ31メートルを超える建築物で非常用の昇降機の設置を要するもの及び令別表第1に掲げる建築物で地階を除く階数が11以上のものについては、「高層建築物等におけるヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置の推進について」通知（平成2年2月6日消防消第20号消防庁消防課長、消防予第14号消防庁予防課長、消防救第14号消防庁救急救助課長連名通知）に基づき、当該建築物の屋上の構造、利用形態並びに周辺の状況等を勘案し、当該建築物の屋上等にヘリコプターの緊急離着陸場又は緊急救助用スペースを設けるものとする。

### **(共有利用方式の別荘式共同住宅等の取扱い)**

第10条 共有利用方式の別荘式共同住宅又は保養を目的とした非定住型の集合住宅等の取扱いについては、項の判定及び項の判定に基づく消防用設備等の指導等に際して「共有利用方式の別荘式共同住宅の取扱いについて」（昭和49年12月28日消防安第138号安全救急課長回答）の例に準じて判定、指導するものとする。

### （「共同住宅の特例」の適用）

第11条 「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」通知（昭和61年12月5日消防予第170号消防庁予防救急課長通知）他関係通知に基づく共同住宅の特例については、次のとおり取り扱うものとする。

- イ 共同住宅のうち、地階を除く階数が4以上6までのものについては、消火器具について特例を適用しない。
- ロ 共同住宅のうち、地階を除く階数が7以上10までのものについては、イに掲げる消防用設備等に加え、避難器具、誘導灯及び誘導標識について特例を適用しない。
- ハ 共同住宅のうち、地階を除く階数が11以上又は高さ31メートルを超えるものについては、イ及びロに掲げる消防用設備等に加え、屋内消火栓設備、自動火災報知設備及びスプリンクラー設備について、特例を適用しない。

### （高層建築物等防火対策連絡会議）

第12条 この要綱に定めるもののほか、高層建築物等に対する指導に際して必要な事項は、高層建築物等防火対策連絡会議その他の場において協議の上、その扱いを定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は平成3年4月1日から施行する。

この要綱は令和3年3月19日から施行する。

## 消防水利設置指導基準

この基準は、群馬県高層建築物等防火対策指導要綱第5条第1号に規定する消防水利の設置指導基準について定めるものとする。

### 第1 事前協議

高層建築物等の建築に適用される消防水利については、事前に消防本部と協議すること。

### 第2 設置及び維持管理

- 1 消防水利は、消防水利の基準（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）に基づき設置し、維持管理については、関係者において行うものとする。
- 2 消防用設備の水源を兼用するときは、消防用設備の必要量を加算することができる。

### 第3 位置

消防水利は、消防ポンプ自動車が容易に部署できる位置とする。

### 第4 標識

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第34条の2に基づく標識を設置すること。

### 第5 着工届出等

- 1 消防水利の設置については、着工届出書により位置、構造等を記載した図書を添付し、事前に届け出るものとする。（様式第1号）
- 2 消防水利の工事が完了したときは、工事完了届出書によりすみやかに届け出るものとする。（様式第2号）

### 第6 検査

検査は、中間検査及び完成検査を実施する。

### 第7 基準の特例

この基準は、消防長が同等以上の水利が確保できると認めた場合においては適用しない。

(様式第1号)

年 月 日

様

住 所

届出者 氏 名

T E L

着 工 届 出 書

防火水槽工事を下記のとおり着工するので届け出します。

記

- 1 工 事 の 場 所
- 2 建 築 物 の 名 称
- 3 工 事 着 工 予 定 日
- 4 工 事 完 了 予 定 日
- 5 工 事 施 工 業 者

年 月 日

年 月 日

住 所

氏名 (名称)

T E L

(様式第2号)

年 月 日

様

住 所

届出者 氏 名

T E L

工 事 完 了 届 出 書  
防火水槽工事を下記のとおり完了したので届け出します。

記

1 工 事 の 場 所

2 工 事 の 名 称

3 工事完了年月日 年 月 日

4 工 事 施 工 者

住 所

氏名 (名称)

T E L

5 消 防 水 利 の 種 類

防火水槽

## 消防活動用空地等の設置指導基準

この基準は、群馬県高層建築物等防火対策指導要綱第5条第2号に規定するはしご車等の進入路及びはしご架てい箇所（以下「消防活動用空地等」という。）の設置指導基準について定めるものとする。

### 第1 設置対象建築物

群馬県高層建築物等防火対策指導要綱第2条第1号の建築物のうち、次のものを除く。

- 1 公道に面し、道路境界線より5メートル以内にある建築物で、はしご車等の架ていに支障のないもの。
- 2 その他消防長が消防活動上支障がないと認めた建築物

### 第2 事前協議

消防活動用空地等を設置する場合は、事前に消防本部と協議すること。

### 第3 消防活動用空地等

消防活動用空地等については、次の各号に適合すること。

#### 1 進入路

- (1) 進入路（はしご車等が消防活動を行う目的で高層建築物等に近接するために通行する道路、通路、その他の空地をいう。）は、消防活動用空地に容易に到達できるものであること。
- (2) 進入路の幅は、4メートル以上とし、屈曲又は交差の状況に応じて隅切りを行うこと。（第1図参照）
- (3) 進入路は、はしご車等の総重量（約20トン）に十分耐えられる構造とすること。
- (4) 進入路は、急勾配、段差、その他の進入障害となるもののない構造とすること。
- (5) 進入路には、進入の障害となる電線、その他の工作物等を設置しないこと。

#### 2 消防活動用空地

- (1) 消防活動用空地（はしご車等が高層建築物等に対する消防活動を行うためのスペースをいう、以下「空地」という。）の幅は6メートル以上、長さ12メートル以上とすること。
- (2) 空地と建築物との距離は、5メートル以内とし、その位置は、高層建築物

等防火対策指導要綱第5条第2号に示す位置とする。

- (3) 空地は、はしご車等の総重量（約20トン）に十分耐えられる構造とし、地下にはマンホール等工作物を埋設しないこと。（第2図参照）
- (4) 空地及びその周辺の上空には、はしご車等の伸てい、旋回に支障となる電線その他の工作物等を設置しないものとする。
- (5) 空地は、はしご車等の伸ていに支障となる勾配をつけないこと。

#### **第4 表示及び標識**

空地には、「駐車禁止」の表示及び消防用活動空地である旨の標識板を設けること。（第3図参照）

#### **第5 届出及び確認**

- 1 消防活動用空地等の設置については、着工届出書により位置、構造及び伸てい場所の状況等を記載した図書を添付し、事前に消防本部へ届け出るものとする。（様式第1号）
- 2 消防活動用空地等の工事が完了したときは、工事完了届出書によりすみやかに消防本部へ届け出るとともに、確認を受けるものとする。（様式第2号）

#### **第6 管理**

消防活動用空地等については、関係者が常に良好な状態で維持管理すること。

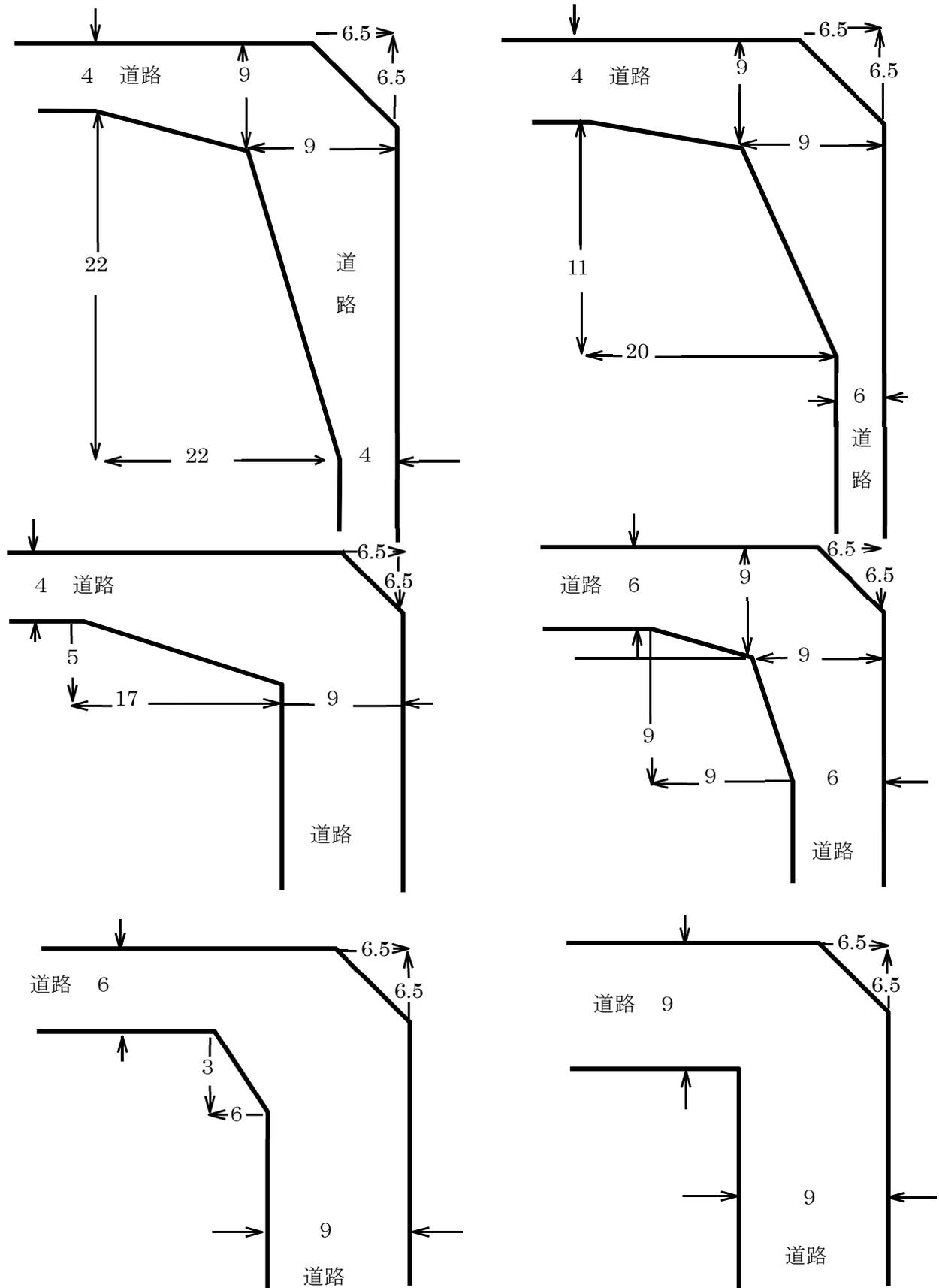
#### **第7 基準の特例**

この基準は、消防長が特に必要がないと認めた場合においては適用しない。

第1図

ハシゴ車進入路隅切例

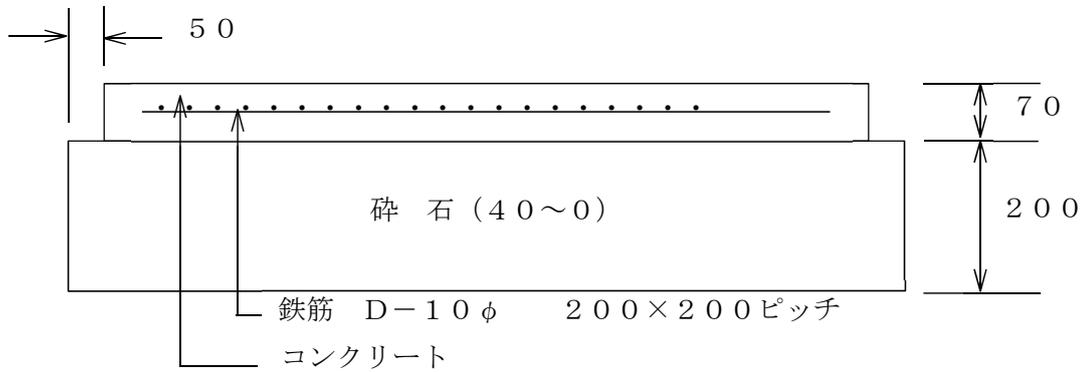
単位 = m



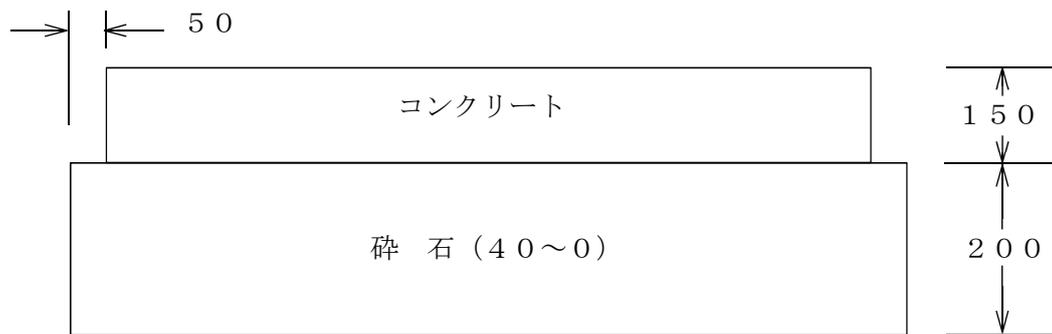
第2図

(単位：mm)

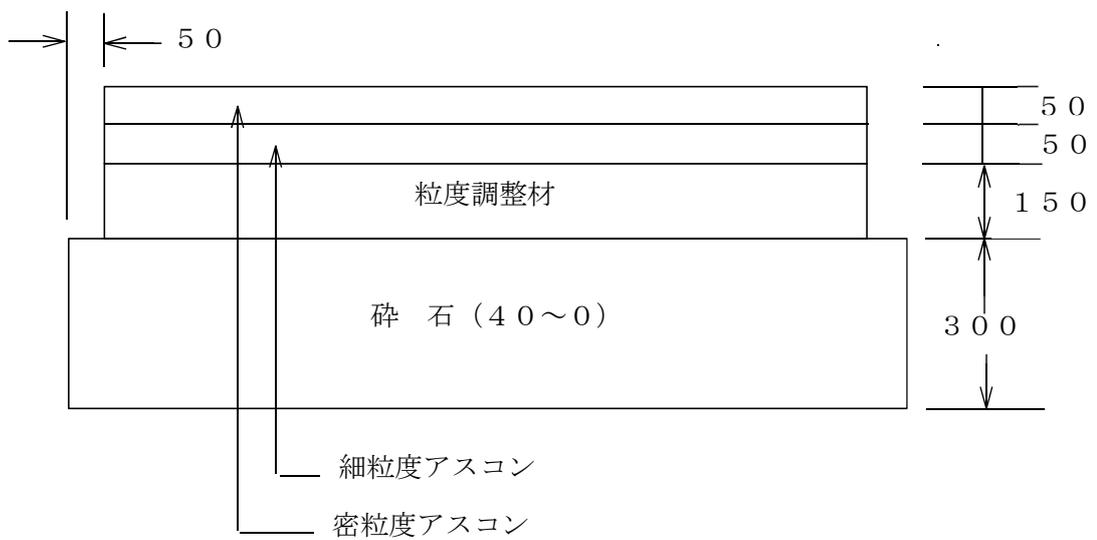
(1) 有筋



(2) 無筋

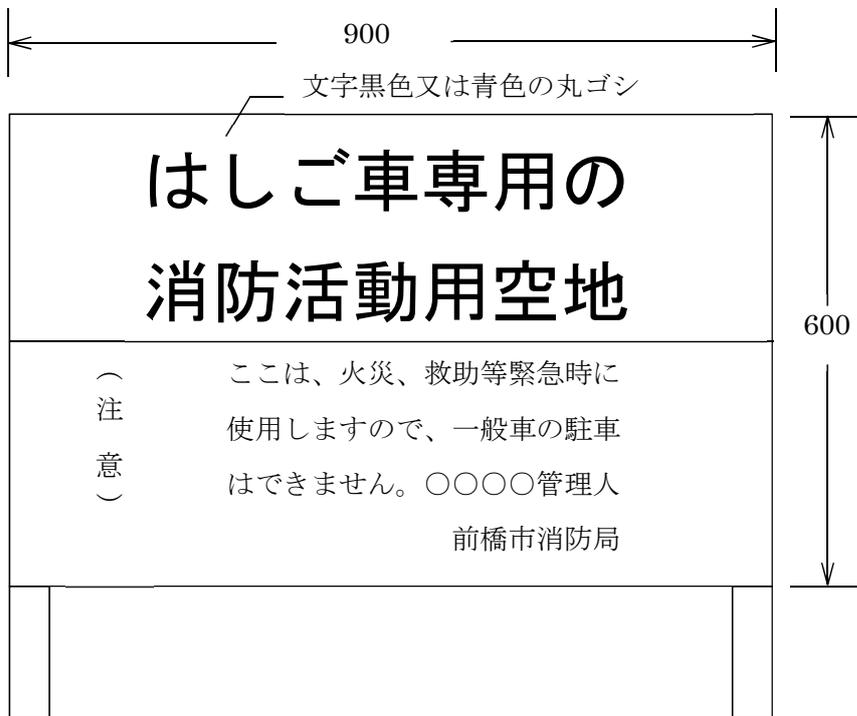


(3) 舗装

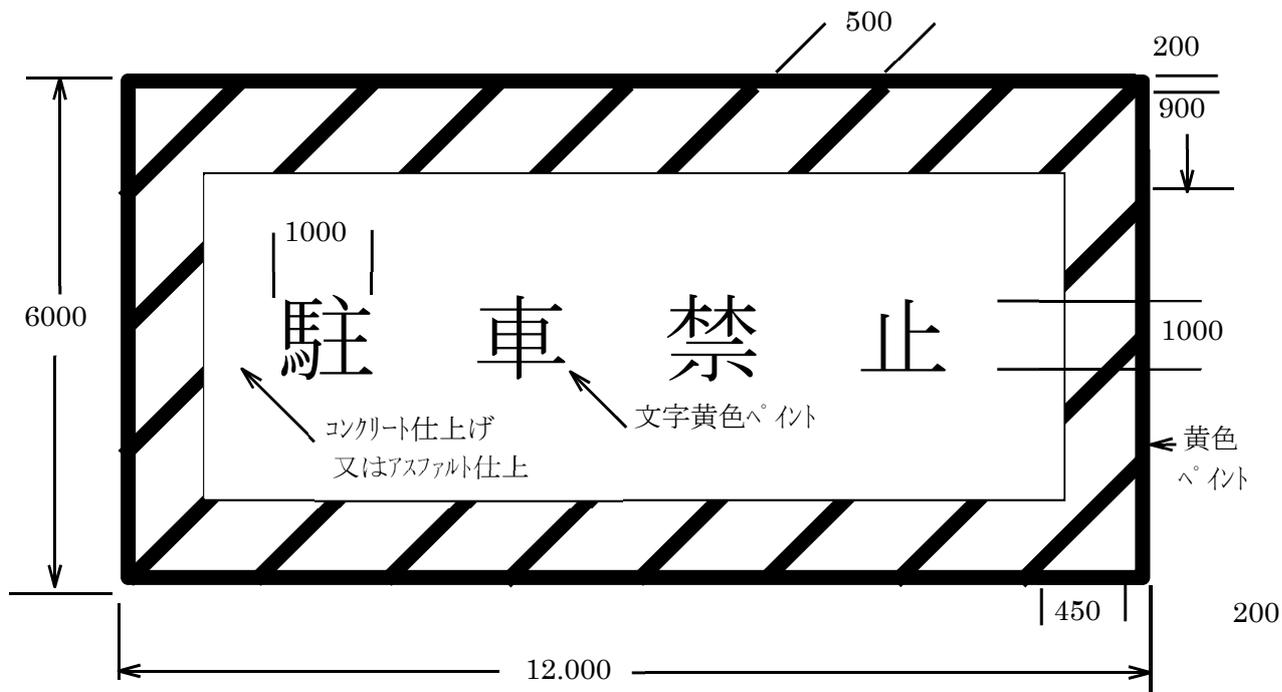


第3図

消防活動用空地表示板



駐車禁止表示



駐車禁止表示

(様式第1号)

年 月 日

様

住 所

届出者 氏 名

T E L

着 工 届 出 書

消防活動用空地等につて、下記のとおり工事を着工するので届け出します。

記

- 1 工 事 の 場 所
- 2 工 事 の 名 称
- 3 工事着工予定日
- 4 工事完了予定日
- 5 工 事 施 工 者

年 月 日

年 月 日

住 所

氏名 (名称)

T E L

(様式第2号)

年 月 日

様

住所  
届出者 氏名  
TEL

工 事 完 了 届 出 書

消防活動用空地等について、下記のとおり工事が完了したので届け出します。

記

- 1 工 事 の 場 所
- 2 工 事 の 名 称
- 3 工 事 完 了 年 月 日                      年    月    日
- 4 工 事 施 工 者

住            所  
氏名 (名称)  
T    E    L

※ 工事関係写真を添付すること。

## 消防用ホース通過孔設置指導基準

この基準は、群馬県高層建築物等防火対策指導要綱第5条第3号に規定する消防用ホース通過孔設置指導基準について定めるものとする。

消防用ホース通過孔設置指導基準は、次のとおりとする。

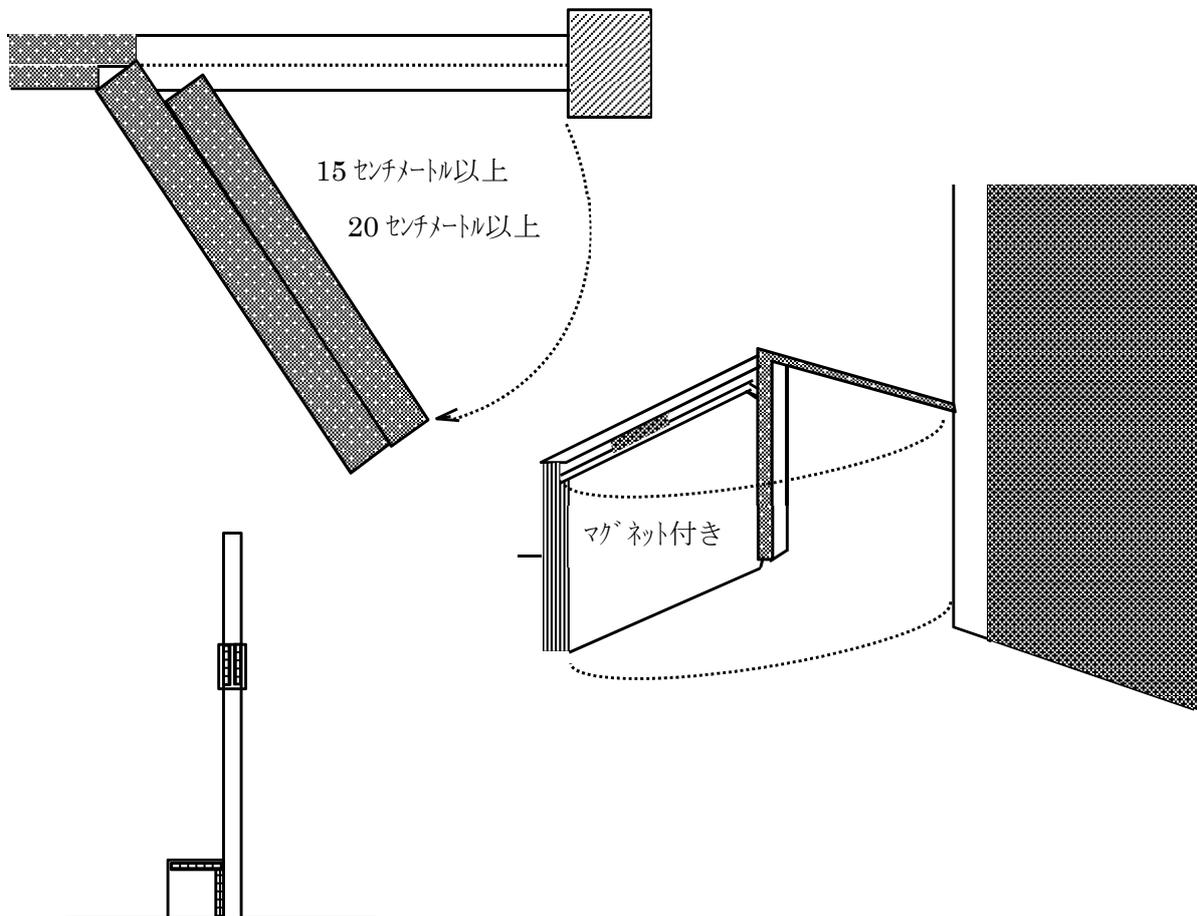
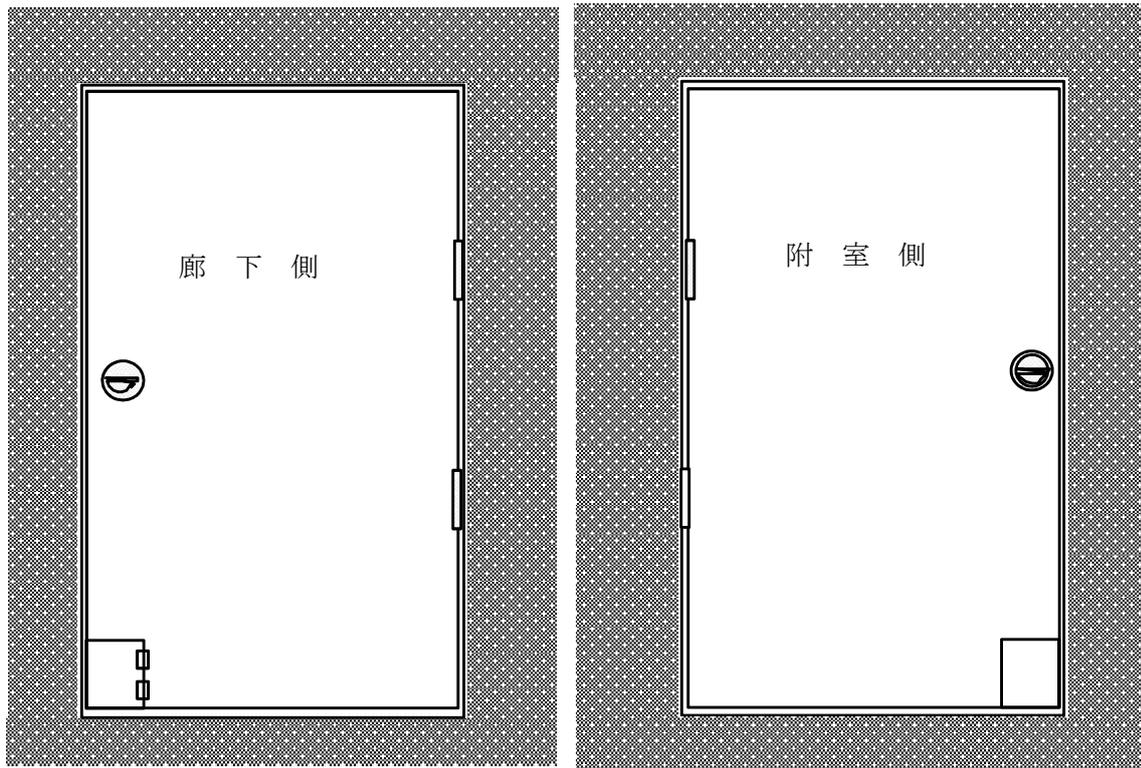
- 1 防火戸に消防用ホース通過孔を設ける場合は、建築基準法施行令第110条に適合する相じゃくり構造とし、ホース通過孔の位置は、防火戸の床面直近とし、大きさは、一辺が15センチメートル以上、20センチメートル以下とすること。

なお、開閉方向は、附室側から廊下側へ開く方式とする。（別図1参照）

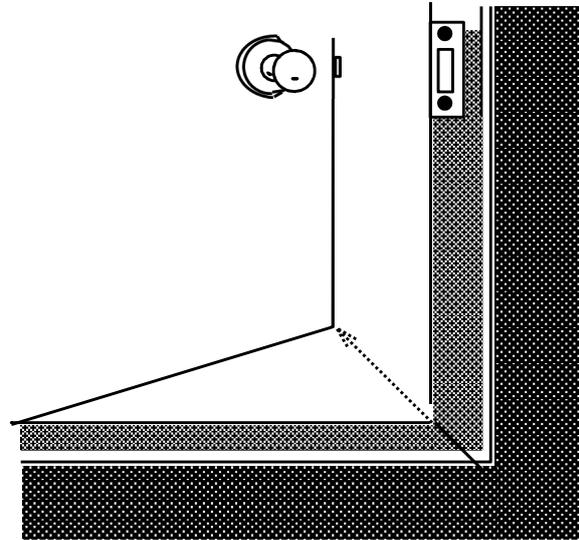
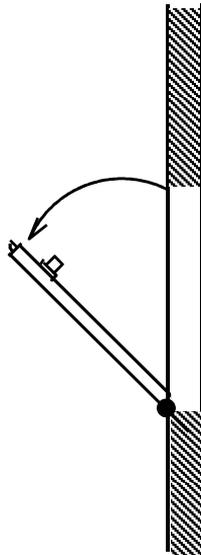
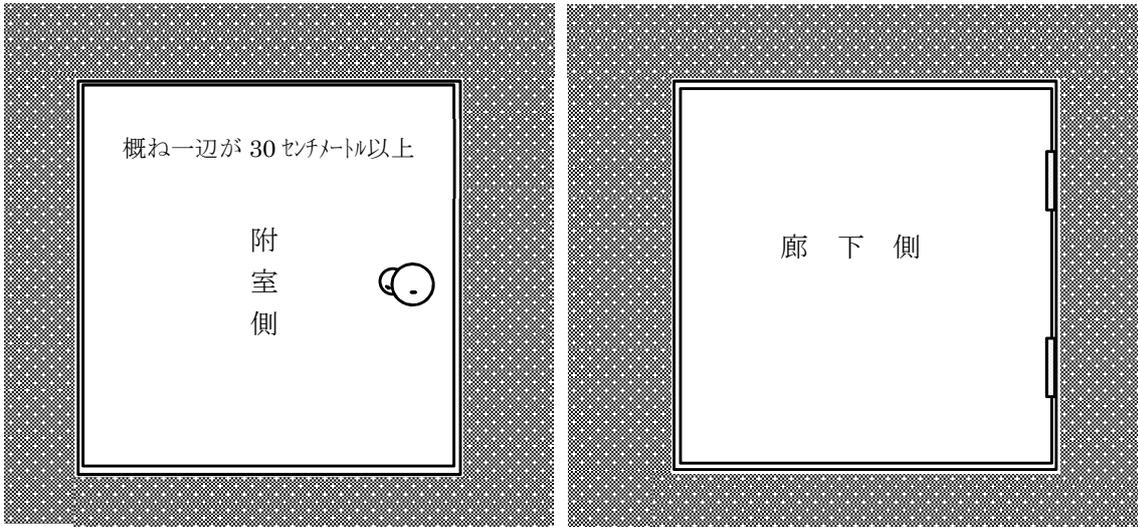
- 2 壁面等にホース通過孔を設ける場合は、その扉は建築基準法施行令第110条に適合する附室側ノブ付とし、ホース通過孔の位置は、床面から直近の位置で、大きさは、一辺がおおむね30センチメートルとすること。

なお、開閉方向は、附室側から廊下側へ開く方式とする。（別図2参照）

別図1 防火戸に消防用ホース通過孔を設ける場合



別図2 壁面等に消防ホース通過孔を設ける場合



## 防火戸等の開閉位置表示指導基準

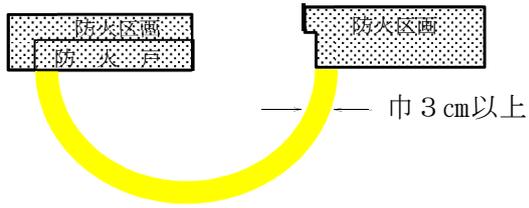
この基準は、群馬県高層建築物等防火対策指導要綱第5条第4号に規定する防火戸等の開閉位置表示指導基準について定めるものとする。

防火戸等の開閉位置表示指導基準は、次のとおりとする。

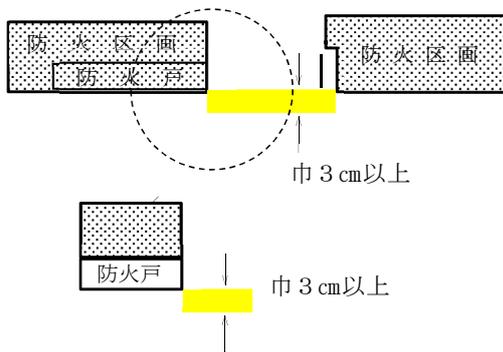
- 1 黄線表示の幅は、3センチメートル以上とすること。
- 2 ジュウタン等が敷かれ、表示困難な場所は除く。
- 3 ドア式・引き戸式防火戸は、外面を基準とする。（別図1・2参照）
- 4 シャッター式防火戸で、廊下・階段室等を区画する場所で、防火戸の近くに可燃性物品が置かれていない場所は、シャッター中心線を基準とする。（別図3(1)参照）
- 5 シャッター式防火戸で、防火戸の近くに可燃性物品が置かれる可能性のある側は、シャッター中心線より15センチメートル以上の離隔距離をとるものとする。（別図3(2)・(3)参照）

別図

1 ドア式防火戸の表示

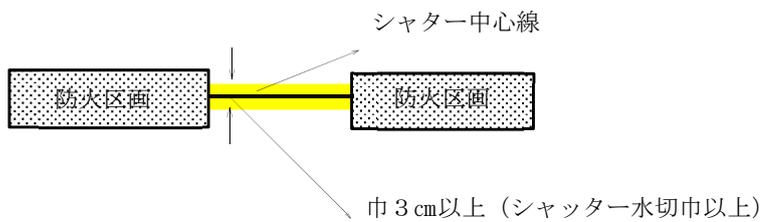


2 引き戸式防火戸の表示

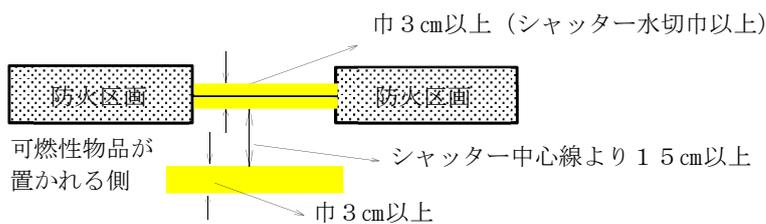


3 シャッター式防火戸の表示

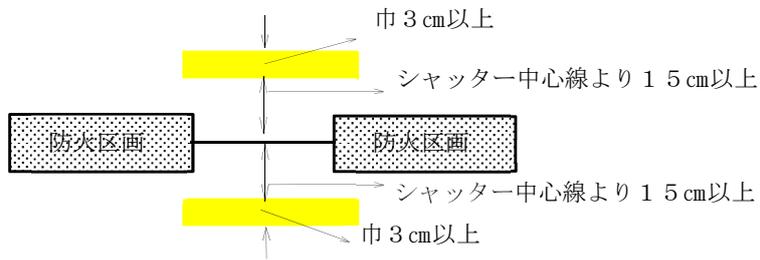
(1) 防火シャッター両側に可燃性物品が置かれない場合の表示



(2) 防火シャッター片側に可燃性物品が置かれる可能性がある場合の表示



(3) 防火シャッター両側に可燃性物品が置かれる可能性がある場合の表示



## 防災センター設置指導基準

この基準は、群馬県高層建築物等防火対策指導要綱第8条に規定する中央管理室（以下「防災センター」という。）設置指導基準について定めるものとする。

防災センター設置指導基準は、次のとおりとする。

### 第1 防災センターの位置・構造

- (1) 防災センターの位置は、避難階とし、屋外からの出入が容易な位置に設置すること。ただし、避難階に設置することが困難な場合は、直上階又は直下階とすることができる。
- (2) 防災センターは、非常用エレベーターの乗降ロビー及び特別避難階段等と容易に連絡できる位置であること。
- (3) 防災センターは、壁、柱及び床を耐火構造とし、他の部分（防災センターの要員が仮眠等をする部分を含む。）と区画するとともに、窓及び出入口には防火戸（出入口にあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖するものに限る。）を設けること。
- (4) 防災センターの室内に面する壁、柱及び天井は、準不燃又は不燃材料仕上げとすること。
- (5) (3)の壁等を給排水、風道等が貫通する場合は、防火、防煙上有効な処置を講じること。
- (6) 防災センターの大きさは、防災設備機器等を監視、制御及び操作が容易にできる広さとするとともに消火活動の拠点として活用できるものとする。
- (7) 防災センターには、非常コンセント設備を設けること。
- (8) 入口の見易い箇所に防災センターである旨を表示すること。

### 第2 防災センターの機能

法令で定める監視、制御及び操作を行わなければならない機器のほか、次に掲げる機器等の制御が含まれる場合は、防災センターで監視、制御できるものであること。

- (1) 連結送水管の送水口との通話
- (2) 自家発電設備の起動表示
- (3) 各種消火設備に用いるポンプ起動、制御
- (4) その他の防災設備の監視、制御装置

## 緊急離着陸場等設置指導要領

この要領は、群馬県高層建築物等防火対策指導要綱第9条の規定に基づき、消防ヘリコプターの屋上緊急離着陸場等設置指導要領を次のとおり定めたので、この要領に留意のうえ指導にあたるものとする。

### 第1 設置指導基準策定の趣旨

最近の国内外における高層建築物等の火災事例を見ると、消防活動の困難性はますます増大している。

反面、ヘリコプターを活用した消防活動の有効性は、昭和63年5月のロスアンゼルス市のファースト・インターステート銀行ビル超高層建築物火災で実証され、同年8月には全国消防長会会長名で関係省庁に対し、「消防航空活動の円滑な運用に係るヘリコプターの離着陸場所の確保について」の要望書を提出したところである。

このようなことから、本来は、屋上ヘリポートが避難施設や消防活動施設として法令規定で位置づけられ設置されることが最も望ましいが、このことは一定の活動空域を確保しなければならないことから周辺地域の土地利用を制限することとなり、また、現在の建築基準法及び消防法上の防火安全の基本的考え方である「避難階」、「地上避難」を前提とする防火プログラムを大幅に変えることとなるなど、現状では法令規定による設置が困難である。

しかし、増大しつつある消防活動の困難性の解消は、消防機関が果たすべき課題であり、法令等の整備が進められる一方、消防機関が主体的に整備を進めることも必要である。

そこで、高層建築物等の屋上部分に航空法に定める屋上ヘリポートとは異なる消防ヘリコプター緊急離着陸場等を設置させるため、行政指導の基準となる緊急離着陸場等設置指導基準（以下「基準」という。）を定めたものである。

### 第2 設置指導事務推進上の基本方針

- 1 緊急離着陸場等の活用目的は、消防隊等の屋上からの屋内進入及びやむをえず屋上に避難した者の救助等消防活動上の拠点とする。

よって、緊急離着陸場等の設置によって屋上避難を積極的に指導するものではないことに留意すること。

- 2 緊急離着陸場等の設置は建築確認申請時の同意条件とはせず、設置指導にあたっては、関係者に対して緊急離着陸場等の必要性について十分に説明し、理

解と協力を求めて行うものとする。

3 緊急離着陸場等の設置指導は、原則として新設される建築物に対して行うものとする。

4 緊急離着陸場等の設置指導にあたっては、建築部課等の関係機関と十分な連絡を図り、高層建築物等にかかわる建築計画の早期把握に努め、指導の時期を失することがないように配慮すること。

5 高層建築物の集合が予想される地域については、全体計画が作成されている場合はこの計画に十分配慮し、設置指導を行うものとする。

なお、全体計画が作成されていない場合には、原則として建築計画順に設置指導を行うものとする。

6 高層建築物の建設にあたって屋上に航空法で定めるヘリポートを建設する場合は、基準に基づく指導は行わないものとする。

なお、昼間時のみの使用を予定している屋上ヘリポートについては、緊急離着陸場に必要とされる夜間照明設備の設置を指導し、緊急離着陸場としての活用を図るものとする。

7 設置指導にあたっては、建築物屋上の構造、利用形態、周辺状況等を勘案し、この指導基準を弾力的に運用すること。

### 第3 事務処理要領等

緊急離着陸場等の設置指導に係る事務処理は、次のとおりとする。

#### 1 関係者に対する設置指導

基準の設置対象物に該当する建築計画の事前相談を受けたときは、その関係者に対し緊急離着陸場等の設置を積極的に推進するとともに設置基準についても指導する。

#### 2 必要図書

関係者から必要図書の提出を受けた場合は、当該図書の記載事項等を確認し、次により処理するものとする。

(1) 様式1「緊急離着陸場設置指導整理簿」又は様式2「緊急救助用スペース設置指導整理簿」（以下「設置指導整理簿」という。）に必要事項を記入すること。

(2) 様式3「緊急離着陸場審査表」（以下「審査表」という。）に基づき審査すること。

#### 3 完成検査

(1) 消防長は、緊急離着陸場等の設置工事が完了したときは完了検査を実施す

るものとする。

- (2) 完成検査を実施する者（以下「検査員」という。）は、完成検査の結果を様式4により関係者に通知するものとする。

#### 第4 運用上の留意事項について

##### 1 第3（設置対象物）について

- (1) 設置対象物は、進入区域、進入表面及び転移表面が確保されることをその前提条件とする。
- (2) 3次救急医療機関等を除く設置対象物のうち、はしご消防車を活用し屋上からの進入、救助等の消防活動が可能な対象物については、緊急離着陸場等の設置指導対象から除外できるものとする。

##### 2 第4（設置区分）について

- (1) 建築物の高さについては最高の高さとする。
- (2) 100メートル未満の高層建築物であっても第1義的には緊急離着陸場の設置を指導すること。
- (3) 100メートル以上の高層建築物で、屋上の広さ等から緊急離着陸場の設置が困難な対象物については、緊急救助用スペースの設置を指導すること。

##### 3 第5、第6（緊急離着陸場等の設置基準）について

- (1) 着陸帯の大きさは、緊急離着陸場については一辺20メートルの正方形、緊急救助用スペースについては一辺10メートルの正方形を原則とするが、建築物の形態によっては必ずしもその大きさが確保できないことが予想されることから、この場合にあっては、次によることができる。

###### イ 緊急離着陸場

待機場所を同一床面上に確保できる場合は、長さ（進入区域に平行な辺）を17メートル以上とし、幅（進入区域に直角な辺）を、15メートル以上とすること。

###### ロ 緊急救助用スペース

転移表面が2分の1を確保できるものにあつては、長さ及び幅は、それぞれ6メートル以上とする。

- (2) 緊急離着陸場等の着陸帯に表示する許容重量は、積載荷重とすること。
- (3) 進入方向、出発方向の表示については、これが同一直線上に設定できる場合これを省略できるものとする。
- (4) H・Rの表示は、進入・出発方向に向け表示すること。
- (5) 着陸帯、H・R認識番号等の表示は、黄色とするが、特に規格等は、定め

ないので床面色を考慮し、鮮明なものを選択するよう指導すること。

(6) プラットホーム方式の緊急離着陸場を設置する場合は、床面をグレーチングとすることは極力避けること。

(7) 夜間照明設備は、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）に基づく照明設備の設置を指導すること。

(8) 脱落転落防止施設については、通常床式の場合建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第126条に基づく高さ1.1メートル以上の手すり壁等で兼用できるものとする。

(9) 燃料流出防止施設は、雨水排水口に直接蓋等を設置する方法でも差し支えないものとする。

(10) 待避場所は、屋上広場と兼ねることができるものとする。

#### 4 第7（屋上出入口の構造等）について

3次救急医療機関にあつては、努めて屋上にエレベーターを着床させるよう指導すること。

#### 5 第9（維持管理）について

(1) 消防長は、緊急離着陸場等が設置された対象物について常に屋上環境等が基準に適合するよう関係者に対し指導すること。

(2) 夜間照明設備等の付帯設備は、半年ごとに機能点検を行うとともに、常時外観点検を実施するよう指導すること。

## 様式 1

## 緊急離着陸場設置指導整理簿

認識番号	名称	所在地	責任者氏名	届出年月日	完成年月日	備考
0 0 1						
0 0 2						
0 0 3						
0 0 4						
0 0 5						
0 0 6						
0 0 7						
0 0 8						
0 0 9						
0 1 0						
0 1 1						
0 1 2						
0 1 3						
0 1 4						

## 様式 2

## 緊急救助用スペース設置指導整理簿

認識番号	名称	所在地	責任者氏名	届出年月日	完成年月日	備考
0 0 1						
0 0 2						
0 0 3						
0 0 4						
0 0 5						
0 0 6						
0 0 7						
0 0 8						
0 0 9						
0 1 0						
0 1 1						
0 1 2						
0 1 3						
0 1 4						

## 様式 3

## 緊急離着陸場等審査表

建築物の名称：\_\_\_\_\_

審査の結果は次のとおりであります。 審査担当者：\_\_\_\_\_

	区 分	計 画 概 要	摘 要	判定
1	着 陸 帯 等	大 き さ	m× m	適否
2		標 識 表 示	着陸帯・H・R・許容重量	適否
3		強 度	N以上	適否
4		構 造	床式・プラットフォーム式(スラブ・グレーチク*)	適否
5		こ う 配	≤2%	適否
6		認 識 標 識	表示有・無 号	適否
7	進 入 区 域	進 入 表 面	同一方向・その他(間隔 度)	適否
8		長 さ 及 び 幅	長さ m・幅 m	適否
9		こ う 配	分の	適否
10		転 移 表 面	分の	適否
11	夜 間 照 明 ・ 非 電	飛 行 場 灯 台	回転・閃光型	適否
12		境 界 燈	境界燈(埋込・地上型)・照明灯	適否
13		障 害 燈	燈火・夜行塗料	適否
14		非 常 電 源 装 置	自家発・ポータブル 時間以上	適否
15	脱 落 ・ 転 落 防 止 施 設 等 施 設	脱落転落防止施設	手すり・柵・金網(高さ cm)	適否
16		燃料流失防止施設	ためます・側溝・( )・蓋	適否
17		待 避 場 所	同一表面・その他	適否
18		消 防 用 設 備 等	連結送水管・消火器・格納箱	適否
19	そ の 他	連絡装置(電話)	非常電話・インターホン・その他	適否
20		避難階段・非EV	有効性の有無 有・無	適否
21		排煙口の位置	支障の有無 有・無	適否
22		解錠方式	遠隔操作(防災センター等)・煙感連動	適否
23		屋上階段室	緩衝空間 有・無	適否
総 合 判 定				

## 様式 4

年 月 日

様

検 査 員

職・氏名

緊急離着陸場等の完成検査結果について（通知）  
標記について、次のとおり通知します。

名 称		認識番号	
所 在 地			
用 途		検査年月日	
(検査結果)			

## 緊急離着陸場等設置指導基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、群馬県高層建築物等防火対策指導要綱第9条に定める高層建築物等の屋上に設置する緊急離着陸場等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この基準の用語の意義は、消防法（昭和23年法律第186号）、消防法施行令（昭和36年政令第37号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、航空法（昭和27年法律第231号）及び航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）の例によるもののほか、次に掲げるところによる。

- (1) 緊急離着陸場 建築物の屋上で航空消防活動を行うヘリコプター（以下「緊急用ヘリコプター」という。）が離着陸する場所をいう。
- (2) 緊急救助用スペース 建築物の屋上で緊急用ヘリコプターがホバリングする場所をいう。
- (3) 3次救急医療機関等 救急医療対策事業実施要綱（昭和52年7月6日厚生省医発第692号）に定める救急救命センター及び大学病院をいう。

### (設置対象物)

第3条 緊急離着陸場又は緊急救助用スペース（以下「緊急離着陸場等」という。）の設置対象物は、建築物の高さが31メートルを超える建築物で建築基準法第34条の規定により非常用の昇降機の設置を要するもの及び令別表第1に掲げる建築物で地階を除く階数11以上のもの又は3次救急医療機関等のうち、進入区域、進入表面及び転移表面が次の各号に定めるもの全てに該当する建築物とする。

- (1) 進入区域の長さが500メートル以上、幅が離着陸地点から500メートル離れた地点で200メートル以上確保できること。
- (2) 進入表面が直線の2方向に設定できること。ただし、進入表面が直線の2方向に設定できない場合は、90度以上の間隔を設けて進入表面が設定できること。
- (3) 進入表面の勾配は、緊急離着陸場を設置する場合は5分の1以下、緊急救助用スペースを設置する場合は3分の1以下とし、当該表面上に物件等が突出していないこと。
- (4) 転移表面の勾配は、1分の1以下とし、当該表面上に物件等が突出していないこと。

- (5) 緊急救助用スペースの設置について前2号の規定によりがたい場合は、進入表面及び転移表面を最高5メートルまで垂直上方に移行できるものとする。

### (設置区分)

第4条 前条の設置対象物には、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める緊急離着陸場等を設置するものとする。

- (1) 建築物の高さが31メートルを超え100メートル未満の高層建築物  
緊急離着陸場又は緊急救助用スペース
- (2) 3次救急医療機関等及び建築物の高さが100メートル以上の高層建築物  
緊急離着陸場

### (緊急離着陸場の設置基準)

第5条 緊急離着陸場は、次の各号に掲げる基準により設置するものとする。

#### (1) 着陸帯等

- ア 着陸帯の長さ及び幅は、原則としてそれぞれ20メートル以上とすること。
- イ 着陸帯には、黄色の夜行塗料又はビーズ入りのトラフィックペイントで着陸帯の境界線、㎡の設地帯標識、許容重量、認識番号及び進入方向、出発方向を別図1に基づき表示すること。
- ウ 着陸帯の床面強度は、ラーメン及びスラブ設計とも短期荷重とし、その荷重は、9,000キログラム以上とすること。
- エ 床面の構造は、次によること。
  - (ア) プラットホーム式又は通常床式とし、床面は滑り防止策を施すこと。
  - (イ) 床面の最大縦横勾配は、2パーセント以下とすること。

#### (2) 夜間照明設備

- ア 着陸帯の付近に進入表面及び転移表面に突出しない範囲で飛行場燈台を設置すること。また、飛行場燈台の形式は白色若しくは白色及び緑色の回転又は閃光型とすること。
- イ 着陸帯に埋込式又は地上型の境界燈を等間隔に8個以上設けること。  
ただし、境界燈を設置しがたい場合は、着陸区域照明燈4基を設置すること。
- ウ 着陸帯から10メートル以内の区域で勾配2分の1の表面から突出した避雷針等の夜間視認困難な物件は、低光度航空障害燈を設置すること。ただし、低光度航空障害燈を設置しがたい場合は、夜行塗料を塗色すること。
- エ 非常電源装置として連続4時間以上の継続供給が可能な自家発電設備又はポータブル式発電機を設置すること。

オ 点灯方式は、防災センター等からの遠隔操作により、必要時に点灯できるものとする。

カ 電球、ヒューズ等の予備品を備えること。

キ 非常電源からの電線は、耐火構造として主要構造部に埋設すること、その他これと同等以上の耐熱効果のある方法により保護すること。ただし、屋上に設置されたポータブル式発電機によるものについては、この限りでない。

### (3) 脱落転落防止施設

緊急用ヘリコプターの脱落及び消防隊員、要救助者等の転落を防止するため、次の基準により脱落転落防止施設を設置すること。

ア 進入表面又は転移表面に突出しない構造であること。

イ 構造は、手すり壁、さく又は金網とすること。

ウ 高さは、40センチメートル以上とすること。

### (4) 燃料流失防止施設

緊急用ヘリコプターの搭載燃料が流失した場合、雨水排出口に流れ込まないよう次の基準により燃料流失防止施設を設置すること。

ア ためます、側溝等を利用する方法とし、いずれの場合も1,000リットル以上の容量を確保できること。

イ ためます等が2か所以上ある場合の貯油量計算は、その合計容量とすること。

### (5) 待避場所

屋上に緊急用ヘリコプターが接近した場合、要救助者等が待避する待避場所を次により設けること。

ア 待避場所は、緊急離着陸場の直近に設けること。ただし、緊急離着陸場をプラットホーム式とした場合は、屋上部分とすることができる。

イ 待避場所から緊急離着陸場に至る部分に段差がある場合は、容易に接近できるよう階段等を設けること。

ウ 待避場所には、別図2に示す待避標識を表示すること。

### (6) 消防用設備等

屋上には次により連結送水管及び消火器を設置すること。

ア 連結送水管の放水口は単口型とし、ホース2本以上、噴霧切替ノズル1本の放水用器具を備えた格納箱を設置すること。

イ 消火器は、8リットル以上の泡消火器又は強化液消火器を1本以上設置すること。

### (7) 連絡装置

着陸帯の直近に防災センター等と連絡できる非常電話等連絡装置を設置する

こと。

### （緊急救助用スペースの設置基準）

第6条 緊急救助用スペースは、次の各号に掲げる基準により設置するものとする。

(1) 大きさ、構造等

ア 緊急救助用スペースの長さ及び幅は、原則としてそれぞれ10メートル以上とすること。

イ 緊急救助用スペースには、黄色の夜光塗料又はビーズ入りのトラフィックペイントで緊急救助用スペースの境界線、標識、認識番号及び進入方向・出発方向を別図1に基づき表示すること。

ウ 床面の強度は、通常床強度とすること。

エ 床面の構造は、次によること。

(ア) プラットホーム式又は通常床式として、床面は滑り防止策を施すこと。

(イ) 床面の最大縦横勾配は、消防活動に影響しない程度の表面とすること。

(2) 夜間照明設備、脱落転落防止施設、待避場所、消防用設備等及び連絡装置は、それぞれ第5条の基準に基づき設置すること。

### （屋上出入口の構造）

第7条 屋上の出入口は、次の各号に掲げる基準による構造とするものとする。

(1) 屋上の出入口は、避難階段及び非常用の昇降機等と有効に通じていること。

(2) 屋上の出入口の扉は、災害時に防災センター等で一括解錠できる施錠装置又は煙感知器等の作動により連動して解錠する自動解錠装置を設置すること。

(3) 階段室の屋上部分は、附室、前室等緩衝空間を設置すること。

(4) 3次救急医療機関等の屋上出入口は、担架が通行できるように必要な幅員を確保すること。

### （排煙排出口の配置）

第8条 機械排煙設備の排出口は、排出された煙が消防活動や避難上の支障とならないように配置すること。

### （維持管理）

第9条 緊急離着陸場等に係る各施設については、消防活動を行う際に有効に活用できるよう適正に維持管理すること。

### (基準の特例)

第10条 緊急離着陸場等の設置については、消防長が防火対象物の位置、構造及び設備の状況から判断して、この基準によらなくとも消防活動上支障がないと認める場合は、この基準によらないことができる。

### (図書の提出)

第11条 緊急離着陸場等を設置するときは、次の各号に掲げる図書を各1部提出すること。

- (1) 緊急離着陸場等設置届出書（様式第1号）
- (2) 案内図
- (3) 配置図（500分の1以上）
- (4) 各階平面図（500分の1以上）
- (5) 進入表面、転移表面の水平投影図  
（建築物の屋上内に係るもの200分の1以上、全体図1，000分の1以上）
- (6) 進入表面、転移表面の断面図  
（建築物内に係る部分200分の1以上）
- (7) 夜間照明設備、緊急離着陸場等の消防用設備等の配置図
- (8) 構造計算書（緊急離着陸場に限る。）

## 様式第1号

## 緊急離着陸場等設置届出書

年 月 日

様

届出者 住所

電話

氏名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

緊急離着陸場等の設置計画について、次のとおり届け出ます。

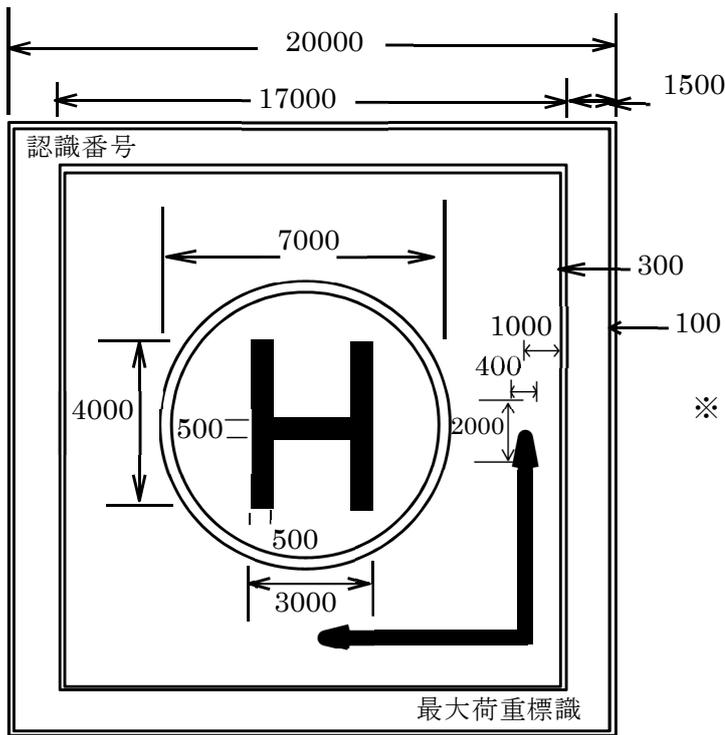
建築物の名称			
所在地			
設計者 名称・所在地			
施工者 名称・所在地			
建築物の 構造・規模等	用途		構造
	面積	建 $m^2$ , 延 $m^2$	
	階数	最高高さ(軒高) m ( m )	
消防用設備等 (主なもの)			
その他	1 屋上部分に直通する階段数 ( ) 2 屋上部分の非常用EV着床の有無 ( ) 3 屋上部分の扉の解錠方法		
※ 受付欄	※ 種別	※ 認識番号	
	1 緊急離着陸場 2 緊急救助用スペース	認識番号は、  です。	

(注意) 1 関係図書(案内図、配置図、各階平面図、進入表面及び転移表面の水平投影図、進入表面及び転移表面の断面図、夜間照明設備及び緊急離着陸場等の消防用設備等の配置図並びに構造計算書)を添付して下さい。

2 ※印の欄は記入しないでください。

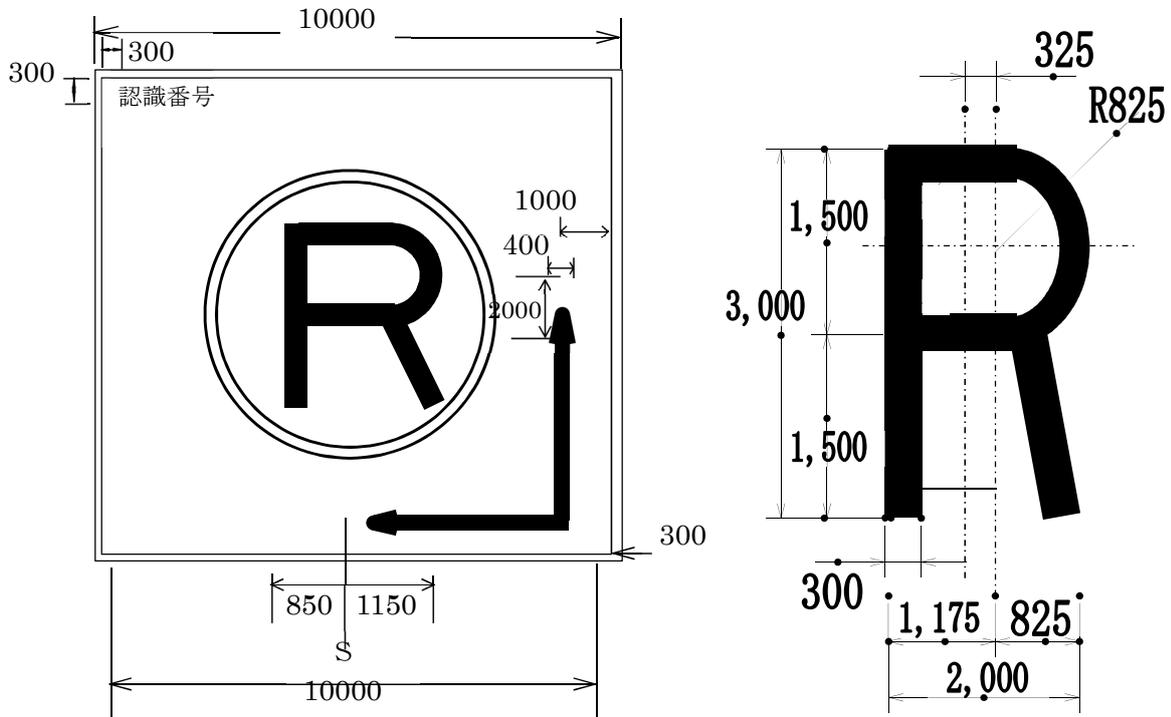
別図 1

緊急離発着場図面



- ※ ・単位は、m/mとする。
- ・180°方向の離着陸の場合は矢印を記入する必要はないが、文字は離着陸方向に向けること。
- ・認識番号の文字間隔は、300m/mとする。

緊急救助用スペース図面



- ※ ・単位はm/mとする。
- ・180°方向の離着陸の場合は矢印を記入する必要はないが、文字は離着陸方向に向けること。
- ・認識番号の文字間隔は300m/mとする。

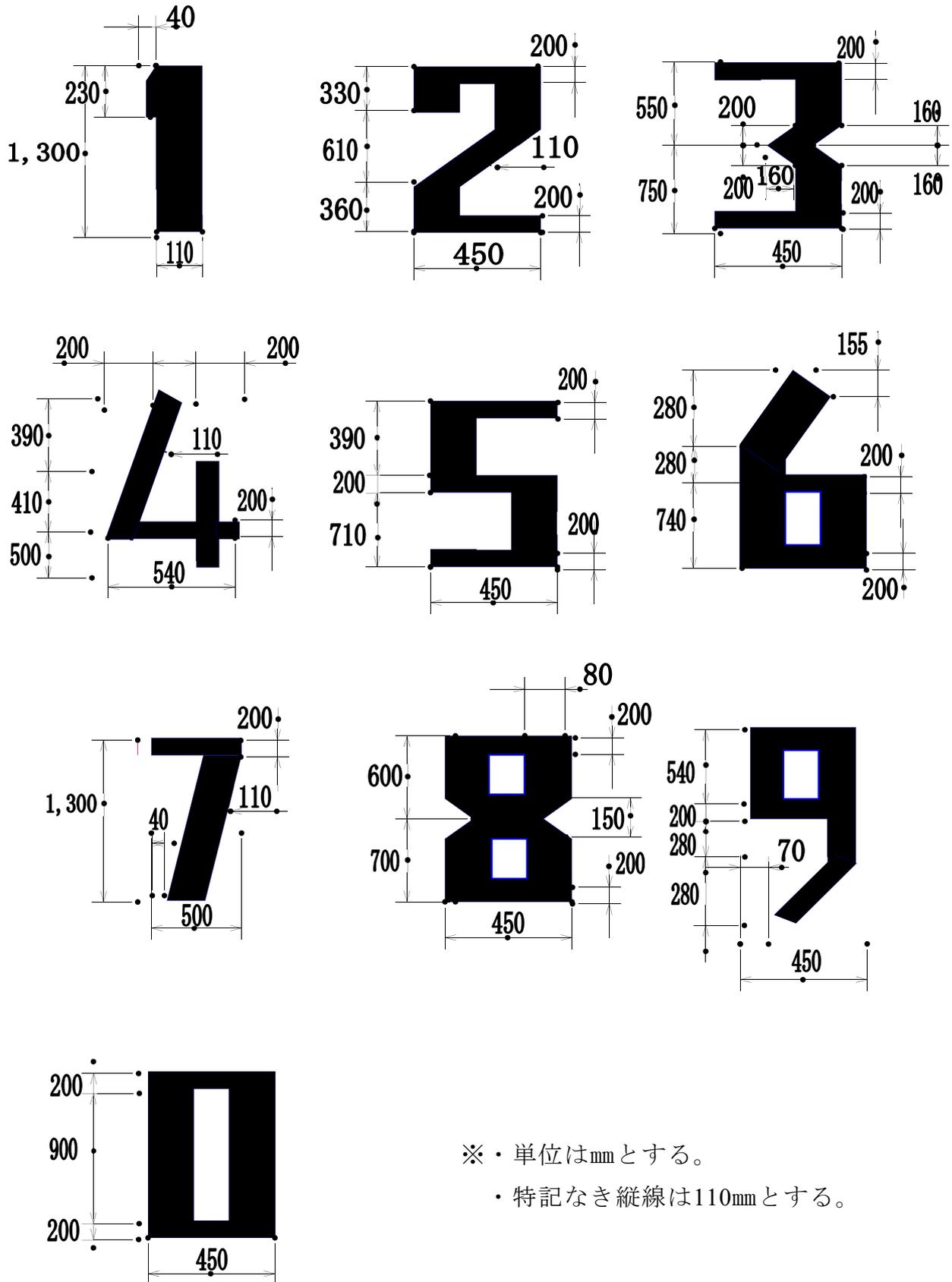
別図 2

緊急用ヘリコプターが接近したら  
この場所に待避して下さい。

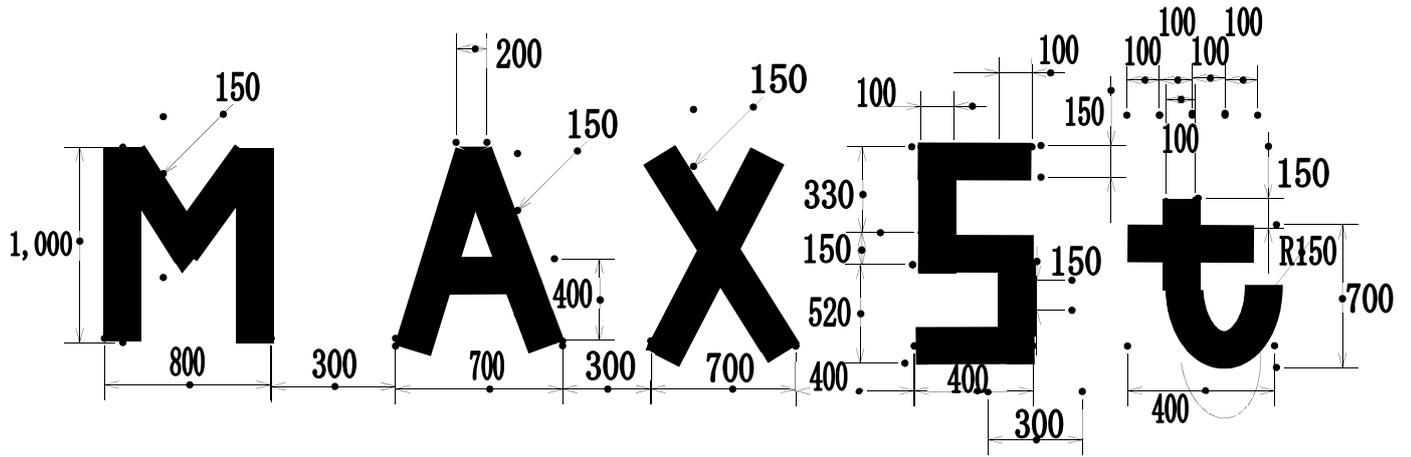
- (備考)
- 1 標識の大きさは、横 1 2 5 センチメートル、縦 3 5 センチメートルとする。
  - 2 文字の大きさは、7. 5 センチメートル角の丸ゴシックとする。
  - 3 標識は、白地に赤枠とし、文字は赤色とする。
  - 4 標識の材質は任意とする。

別図 3

認識番号図面

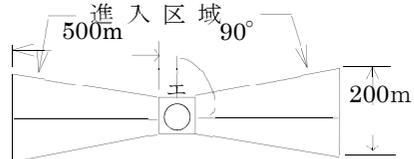
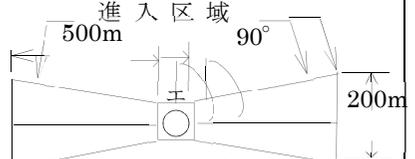
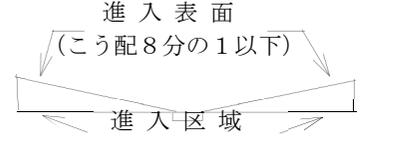
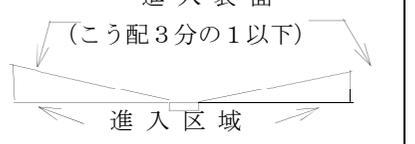
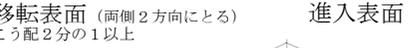
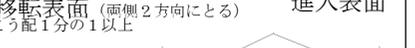
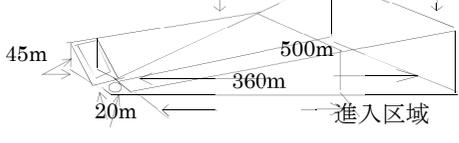
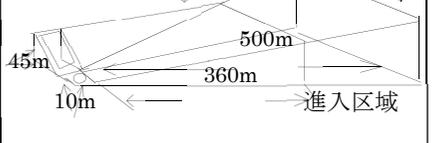
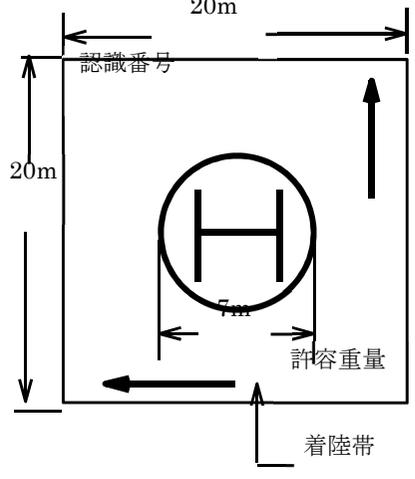
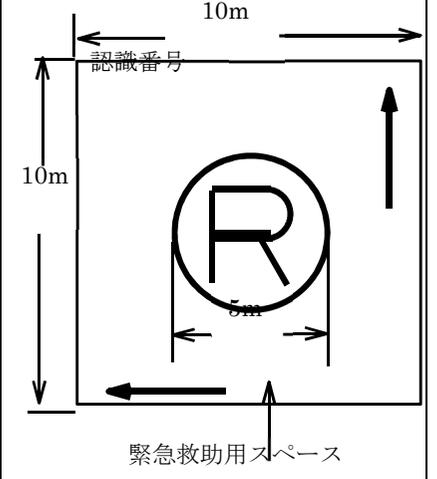


最大荷重標識



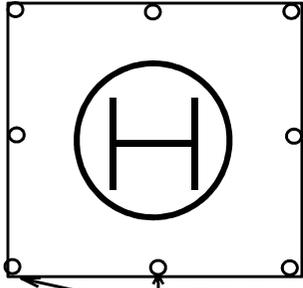
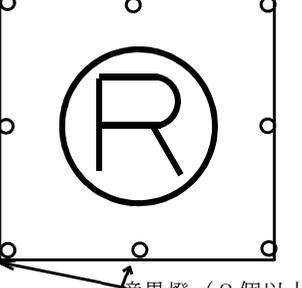
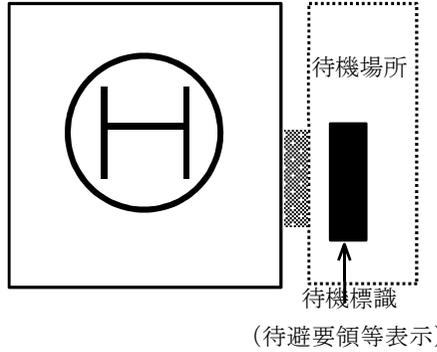
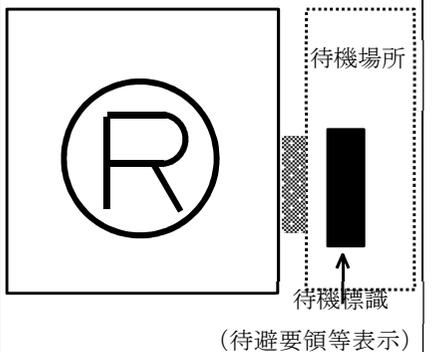
緊急離着陸場等設置指導基準及び図解

(1/2)

施設 項目		緊急離着陸場		緊急救助用スペース	
		基準	図解	基準	図解
制限 表面	進入区域の長さ及び幅	長さ500m以上で、幅は着陸帯から500m離れた地点で200m以上を確保できること。		長さは500m以上で、幅は緊急救助用スペースから500m離れた地点で200m以上確保できること。	
	進入表面の設定方向	原則として直線の2方向とすること。ただし、直線の2方向に限定できない場合は、90°以上の間隔を設けて設定できる。		原則として直線の2方向とすること。ただし、直線の2方向に設定できない場合は、90度以上の間隔を設けて設定できること。	
	進入表面のこう配	進入区域上にこう配8分の1以下として設定し、当該表面上に物件等が突き出していないこと。		進入区域上にこう配3分の1以下として設定し、当該表面上に物件等が突き出していないこと。	
	移転表面	進入表面の両側にこう配2分の1以下として右図に示すとおり設定し、当該表面上に物件等が突き出していないこと。		進入表面の両側にこう配1分の1以下として右図に示すとおり設定し、当該表面上に物件等が突き出していないこと。ただし、上記の進入表面及び移転表面を5mまで垂直方向に移行することができる。	
離着陸帯	大きさ	原則として20m×20m以上とすること。		原則として10m×10m以上とすること。	
	強度	短期荷重として捉え、活動想定機体の全備重量×2.25倍以上とすること。		通常床強度以上とすること。	
	構造	プラットフォーム式又は通常床式とし、床面は滑り防止策を施すこと。		プラットフォーム式又は通常床式とし、床面は滑り防止策を施すこと。	
	こう配	最大縦横こう配は2%以下とすること。		災害活動に影響しない程度の表面であること。	
標識及び認識番号等の表示	着陸線の境界線及びⓂの標識並びに着陸帯内に認識番号、許容重量及び進入方向・出発方向を黄色(夜行塗料等)で表示すること。ただし、進入方向・出発方向を同一方向に設定した場合は、この表示を省略することができる。			緊急救助用スペースの境界線及びⓂの標識並びに緊急救助用スペース内に認識番号及び進入方向・出発方向を黄色(夜行塗料)で表示すること。ただし、進入方向・出発方向を同一方向に設定した場合は、この表示を省略することができる。	

緊急離着陸場等設置指導基準及び図解

(2/2)

施設 項目	緊急離着陸場		緊急救助用スペース		
	基準	図解	基準	図解	
夜間照明設備 (非常用電源付)	飛行場燈台	着陸帯の付近で進入表面及び転移表面上突出しない位置に、飛行場燈台を設置すること。(白色又は白と緑色の回転型又は閃光型)	◎ 飛行場燈台 (回転型又は閃光型)	◎ 飛行場燈台 (回転型又は閃光型)	
	境界燈	着陸帯に、埋込式又は地上式の境界燈を等間隔に8個以上設置すること。(境界燈を設置しがたい場合は、着陸区域照明灯4基設置すること。)			
	障害燈	着陸帯から10m以内の区域で、こう配2分の1の表面から突出した、避雷針等の夜間視認が困難な物件に設置すること。(夜行塗料でもよい。)			
	非常電源装置	連続4時間以上の継続供給が可能な自家発電設備又はポータブル式発電機を設置すること。			
脱落防止施設	航空機の脱落及び要救助者灯の転落を防止するための施設を設置すること。又当該施設は進入表面又は転移表面から突出しない構造であること。	要救助者等の転落を防止するための施設を設置すること。又当該施設は進入表面又は転移表面から突出しない構造とすること。			
燃料流出防止施設	航空機の搭載燃料が流出した場合、雨水排水溝に流れ込まない構造とすること。(ためます、側溝等を利用する方法とし、1,000ℓ以上の容量を確保すること。)				
	待避場所			屋上にヘリコプターが接近した場合に、要救助者等が待避する場所を設け、待避要領を表示すること。	屋上にヘリコプターが接近した場合に、要救助者等が待避する場所を設け、待避要領を表示すること。
	消防用設備等			連結送水管及び消火器を設置すること。(注)	連結送水管及び消火器を設置すること。(注)
連絡装置	着陸帯直近に防災センター等と連絡できる非常電話等を設置すること。	緊急救助用スペース直近に防災センター等と連絡できる非常電話等を設置すること。			
その他	屋上出入口は、避難階段、非常用EV等と有効に通じていること。又、出入口の扉は防災センター等で一括開錠できる装置又は煙感知器と連動して開錠できる装置を設置すること。	屋上出入口は、避難階段、非常用EV等と有効に通じていること。又、出入口の扉は防災センター等で一括開錠できる装置又は煙感知器と連動して開錠できる装置を設置すること。			
排煙排出口	排煙口は、排出された煙が消防活動や避難に支障とならない位置に配置すること。	排煙口は、排出された煙が消防活動や避難に支障とならない位置に配置すること。			

(注) 連結送水管の直近には、噴霧切替ノズル1本、ホース2本以上を備えた格納箱を設置すること。又消火器は、8ℓ以上の泡消火器又は強化液消火器を1本以上設置すること